

「公的資金補償金免除繰上償還等に係る財政健全化計画策定」の概要

1 公的資金補償金免除繰上償還等にかかる背景

地方公共団体の厳しい財政状況等を踏まえ、平成 19 年度から 21 年度までの臨時特例措置として、総人件費の削減や経営改革の実施等、徹底した行政改革を行うことを前提とした「財政健全化計画」を策定した地方公共団体を対象に、高金利（5%以上）の地方債に係る公債費負担の軽減を目的として、3年間で5兆円規模の公的資金（旧資金運用部・旧簡易生命保険資金・公営企業金融公庫資金）の補償金免除繰上償還が認められることとなった。

2 繰上償還の条件

総人件費の削減額や行政改革の改善案、目標等を設定した「財政健全化計画」に基づき、その団体の状況、その目標値や達成度により繰上償還額が決定される。

3 計画期間

平成 19 年度から平成 23 年度（全国一律）

4 「財政健全化計画」策定の趣旨

- ・ 公的資金の繰上償還を行うためには、未償還利子残額の約 80%程度（国試算）を補償金として支払う必要があり、繰上償還を行ったとしても、総支払い額に大差はなく、メリットが少ないため、高金利の地方債について繰上償還を行っていなかった。
- ・ 今回の制度は、総人件費の削減や徹底した行政改革を推進することを前提に、公的資金の補償金免除繰上償還等を認めるものである。
- ・ 一戸町にとって、利子償還額の削減により今後の財政負担の軽減が見込まれることから、一般会計及び水道会計において「財政健全化計画」を策定し、財務・総務両省の承認を受け、繰上償還を行うこととした。
- ・ なお、その他の特別会計については、利率 5%以上の政府資金の借入がなかったため今回の財政健全化計画策定の対象外である。